

令和 8 年度生成 A I による電話自動応対実証実験業務の公募に係る説明書

令和 8 年 9 月 24 日に公告した標記業務に係る公募型プロポーザルの執行及び契約の締結にあたり、必要な手続き等については関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

1 事業の概要

(1) 業 務 名

令和 8 年度生成 A I による電話自動応対実証実験業務

(2) 業務の目的

本業務は、茨城県における電話対応業務の負担軽減及び県民サービスの向上を目的とし、既存のアナログ電話環境のクラウド化及び生成 A I を活用した自動音声対応システムを試験導入し、その有効性及び本格導入に向けた技術的・運用上の課題を検証する。

なお、技術的特性の比較検証を行うことを目的とし、以下の 2 つの区分に分けて公募・実施する。

区分 1：既設電話活用型

区分 2：スマートフォン転送型

(3) 事業の内容

契約書及び仕様書のとおり

(4) 契 約 期 間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(5) 見 積 限 度 額

区分 1（既設電話活用型）：20,219,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内

区分 2（スマートフォン転送型）：3,766,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以内

※なお、この額は事業内容の規模を表すものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める）。

2 契約の方法

(1) 契約方法：随意契約

(2) 契約の相手方の候補の選定

茨城県が公募型プロポーザルを実施し、審査を経て契約候補者を選定する。

(3) 契約の根拠

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、茨城県財務規則（平成 5 年茨城県規則第 15 号。以下「財務規則」という。）及び各共同調達参加団体の関係規則等。

3 参加者の資格に関する事項

当企画提案競争に参加しようとする者は、以下の要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

- (2) 政令第 167 条の 4 第 2 項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成 8 年茨城県告示第 254 号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であること。
ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する者でないこと。

4 参加表明

(1) 提出方法

本公募に参加意思がある場合は、参加表明書（様式第 1 号）1 部をメール(電子データ)で提出すること。また、参加表明書を提出後、本公募の参加を辞退する場合は、提案辞退届（様式第 2 号）をメール(電子データ)で提出すること。

(2) 提出先

下記「5 (1) 担当部局」に同じ。

(3) 提出期限

令和 8 年 10 月 9 日（金）午後 5 時必着

なお、提出期間までに必着とすること。期間を越えて到着した場合、受領しない。

5 企画提案に関する提出書類及び提出方法等

(1) 担当部局

茨城県 政策企画部 情報システム課 DX推進グループ 担当：野口
〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6
TEL：029-301-2567
FAX：029-301-2598
E-mail：joho1@pref.ibaraki.lg.jp

(2) 提出書類及び提出部数

企画の提案をしようとする者は、次により企画提案書等を作成し提出すること。

- ①プロポーザル提出書（様式第 3 号）・・・・・・・・・・ 1 部
- ②企画提案書※（任意様式。但し、次の事項を盛り込むこと）・・ 1 部
 - ・業務実施方針（業務のトータルコンセプト）
 - ・業務内容（仕様書の各要件に沿うこと。）
 - ・スケジュール
 - ・業務体制
 - ・同種・類似業務の実績

※提案書のページ数は上限 30 ページまでとする。

③見積書（任意様式）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 部

別添仕様書の業務内容の費用ごとの内訳をできる限り詳細に記載すること。

※見積額が上記 1 (5) に示す見積限度額を超過している場合は、当該プロポーザルを無効（失格）とする。

④資格要件に係る申立書（様式第 4 号）・・・・・・・・・・ 1 部

⑤会社概要（会社案内、パンフレット等）・・・・・・・・・・ 1 部

(3) 提出期限 令和 8 年 10 月 14 日(水)午後 5 時必着

(4) 提出先 上記（１）の担当部局に同じ

(5) 提出方法 メール(電子データ)に限る

6 質問の受付・回答方法

(1) 受付期限

令和 8 年 10 月 6 日（火）午後 5 時まで

(2) 提出先

上記 5 (1) の担当部局に同じ

(3) 提出方法

質疑書（様式第 5 号）をメールにより送付すること。

なお、質問を提出した場合は、電話で送付確認を行うこと。

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和 8 年 10 月 8 日（木）までに参加表明者全員に電子メールにより回答する。

なお、質問又は回答の内容が、質問者の具体的な提案事項に密接に関わると判断されるものについては、質問者にのみ電子メールで回答する。

7 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

プロポーザルの参加に要求される資格要件に係る申立書を審査し、適合している企画提案者より提出された企画提案書について、担当部局内に設置した審査会において、下記（１）の評価基準により審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査結果に対する異議は受け付けないが、不採用通知を受けた者は通知を受けた日から起算して 5 日以内に書面により、不採用の理由について説明を求めることができる。

(2) 企画提案内容を特定するための評価項目

①企画力	業務の目的、内容について十分に理解しているか。 提案内容に具体性、妥当性を伴っているか。
②独創力	提案内容に独創性がみられ、かつ、説得力を有しているか。
③実行力	作業工程や執行体制等、事業を確実に執行できるものとなっているか。
④経済性	提案内容に対して見積額が妥当であるか。

(3) 重複受託の制限及び選定ルール

・実証実験における技術的特性の比較検証及び客観的な評価を行う目的から、同一の事業者が両区

分を重複して受託することはできない。

- ・事業者は両区分に対してそれぞれ提案書を提出（併願）することは妨げないが、同一の事業者が両区分において審査の結果、第1位となった場合は、見積金額の高い区分（原則として区分1）において当該事業者を受託候補者として特定する。
- ・前項により特定されなかった他方の区分については、第2位となった者を繰り上げて受託候補者として特定する。

8 その他留意事項

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 期限までに提出のあったプロポーザルについて、プレゼンテーションを求める（令和8年10月19日（月）実施）。参加企業が多かった場合の予備日として、令和8年10月20日（火）を設定する。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (5) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (6) 採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。
- (7) 企画提案の審査は提出された内容に基づいて行うが、採用決定後、提案された内容について必要に応じて変更する場合がある。
- (8) 契約書の作成を要する。
- (9) 契約の相手方は、契約額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、茨城県財務規則（平成5年茨城県規則第15号）第138条第2項各号いずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。

9 問い合わせ先

上記5（1）に同じ